4　計測制御系統施設

1　発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(13)　メンテナンス冷却系設備（一次冷却系に係るものに限る。）に係るもの

(14)　ライニング設備

(15)　原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(16)　機器冷却系設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(17)　原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　余熱除去系設備に係るもの

(2)　原子炉補機冷却系設備（非常用のものに限る。）

(3)　海水系設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(4)　原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

冷却系に係るもの（一次冷却系に係るものに限る。）、ライニング設備、原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）又は機器冷却系設備（非常用のものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの

3　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（中欄に掲げるものの改造を除く。）であって、原子炉冷却系設備又は海水系設備に係るもの

4　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備（非常用のものに限る。）又は海水系設備（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5　蒸気タービンの設置

6　蒸気タービンの改造であって、次に掲げるもの

(1)　主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの

(2)　回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

(3)　車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの

(4)　調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの

7　蒸気タービンの取替え

8　蒸気タービンの修理であって、次に掲げるもの

(1)　車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。）

1　発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）（中欄に掲げるものを除く。）であって、制御用空気設備に係るもの

2　発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の改造であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式の変更を伴うもの

(2)　中央制御室機能の変更を伴うもの

(3)　中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの

(4)　緊急時制御室機能の変更を伴うもの

3　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（中欄に掲げるものの改造であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの

(2)　制御材に係るもの

(3)　制御棒駆動装置

(4)　計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの

(5)　ナトリウム漏えい検出装置（非常用のものに限る。）

(6)　破損燃料検出装置

(7)　原子炉非常停止信号の変更を伴うもの

(8)　工学的安全施設及びそれ以外の重大な事故時に自動的に作動させる設備の作動信号の変更を伴うもの

4　計測制御系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

5　放射性廃棄物の廃棄施設

(1)　気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備若しくは原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの

(2)　放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

改造であって、次に掲げるもの

1　気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備若しくは固体廃棄物貯蔵設備若しくは排気筒に係るものに限る。）又は原子炉格納容器バウンダリに係るもの（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの

(2)　発電用原子炉施設に係るもの（制御用空気設備に係るものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式の変更を伴うもの

(2)　制御用空気設備（非常用のものに限る。）又は強度に影響を及ぼすもの

3　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式又は制御方法の変更を伴うもの

(2)　計測装置に係るもの

(3)　ナトリウム漏えい検出装置に係るもの

4　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（ポンプ、弁、配管、ダンパ又はフランジに係る案内管に限る。）の取替え

(1)　制御棒駆動装置（原子炉カバーガスバウンダリに係るものに限る。）

(2)　制御材、制御棒駆動装置又は制御用空気設備（非常用のものに係るものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの

2　発電用原子炉施設に係るもの（制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るものを除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式の変更を伴うもの

(2)　制御用空気設備（非常用のものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの

3　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（中欄に掲げるものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　制御方式又は制御方法の変更を伴うもの

(2)　計測装置に係るもの

(3)　ナトリウム漏えい検出装置に係るもの

4　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（ポンプ、弁、配管、ダンパ又はフランジに係る案内管に限る。）の取替え

(1)　制御棒駆動装置（原子炉カバーガスバウンダリに係るものに限る。）

(2)　制御材、制御棒駆動装置又は制御用空気設備（非常用のものに係るものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの

1　改造（中欄に掲げるもの（ポンプ、弁、配管、ダンパ又はフランジに係るものを除く。）であって、気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備若しくは固体廃棄物貯蔵設備若しくは排気筒に係るものに限る。）又は原子炉格納容器バウンダリに係るもの（中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

2　修理であって、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備若しくは固体廃棄物貯蔵設備若しくは排気筒に係るものに限る。）又は原子炉格納容器バウンダリに係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの